
種別 : 個人
氏名 : 檜山 康明

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」
へのコメント

質問 5 の回答

本公開草案は、適用対象とされる企業に公開企業・未公開企業の区別はなく、私の所属する未公開企業にも適用されるものと思われま

す。
本公開草案においては、従来の会計基準の運と同様に、未公開企業にもストックオプション会計基準における未公開企業における取扱いが適用され、ストックオプションの公正な評価単価に代えて、ストックオプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと理解しています。

これにつき、当該取扱いについて、本公開草案では明示的に示されていないので、未公開企業における取扱いについては当該特則が適用できる旨を明示することが望ましいと考えております。

仮に当該方法が認められないとなると、ストックオプションを無償で発行された場合と有償で発行された場合で取扱いが異なるものとされる理由を明示すべきであるとも考えま